

インフルエンザに関する登校申出書

インフルエンザの出席停止期間は、法令により「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と規定されています。（裏面をご参照ください）登校する際には、保護者の方が必要事項をご記入の上、学校までご提出ください。なお、医師が記入した治癒証明書の提出は必要ありません。

年	組	番	生徒氏名
症状が出た日	月	日	（ ） 時 分頃
受診した医療機関名	電話番号（ ）		
診断名	インフルエンザ（ A 型 B 型 不明 ） ※○をつけてください		
診断日	月	日	（ ）
熱がさがった日時	月	日	（ ） 時 分頃
処方箋、または処方された薬が確認できるものを右側に添付してください。	添付欄（コピー可）		

発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過したので、本日より登校させることといたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

<参考>

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。